

石環政第12号
平成28年6月3日

石狩市環境審議会

会長 菅 澤 紀 生 様

石狩市長 田 岡 克 介



石狩市公害防止条例施行規則の改正について（諮問）

石狩市公害防止条例施行規則の改正について、石狩市公害防止条例第15条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

石狩市公害防止条例施行規則の改正について・・・・・・・・別添のとおり

石狩市公害防止条例施行規則の改正について

1 改正の理由

(1) 第16条（拡声機の使用禁止区域等）

騒音規制法及び振動規制法に基づく規制基準や改善勧告の基準では、騒音や振動による影響に特に配慮しなければならない施設（学校、保育所、病院、図書館、老人ホーム）から一定距離の区域内については、他の区域より厳しい基準が規定されている。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正の施行に伴い、同法に新たに規定される「幼保連携型認定子ども園」についても、学校や保育所と同様の扱いとする必要があることから、騒音規制法及び振動規制法の関係省令及び関係告示の一部が改正された。

公害防止条例施行規則第16条「拡声機の使用禁止区域等」は、法律に準じてその区域を定めることから、今回の改正に合わせ、特に配慮する施設として新たに幼保連携型認定子ども園を追加するものである。

(2) 別表第2

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年環境省令第33号）の施行により、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の一部が改正されたことから、石狩市公害防止条例施行規則（昭和48年規則第4号）において、同省令に準拠し定めている「汚水等に係る排出基準」について所要の改正を行うものである。

2 改正内容【改正案】

(1) 第16条（拡声機の使用禁止区域等）

第6号として、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7号に規定する幼保連携型認定子ども園」を追加する。

(2) 別表第2

別表第2第2項第1号の表中、「トリクロロエチレン」の許容限度を「1リットルにつき0.3ミリグラム」から「1リットルにつき0.1ミリグラム」に改める。

改正前	改正後
(拡声機の使用禁止区域等) 第16条 条例第30条第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域とする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所 (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第3項に	(拡声機の使用禁止区域等) 第16条 条例第30条第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域とする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所 (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第3項に

規定する特別養護老人ホーム

別表第2（第7条関係）

規制基準

1 略

2 汚水等に係る排出基準

工場等において排出する汚水等の汚染状態に係る項目の許容限度は、次に定めるとおりとする。

(1) 人の健康の保護に係る項目

有害物質	許容限度
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム
略	
備考 略	

(2) 略

3 略

規定する特別養護老人ホーム

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

別表第2（第7条関係）

規制基準

1 略

2 汚水等に係る排出基準

略

(1) 人の健康の保護に係る項目

有害物質	許容限度
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
略	
備考 略	

(2) 略

3 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

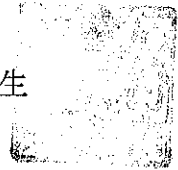
石環審第 7 号

平成 28 年 6 月 3 日

石狩市長 田岡克介 様

石狩市環境審議会

会長 菅澤紀生



石狩市公害防止条例施行規則の改正について（答申）

平成 28 年 6 月 3 日付け石環政第 12 号で諮問のありました石狩市公害防止条例施行規則の改正については、当審議会で審査した結果、妥当であると判断します。